

居合道試合・審判規則 令和5年6月2日改定施行に伴う変更点の一覧について

改定された箇所を以下に列挙いたします。更新されたページ（最新版）の PDF も掲載いたしますので、旧書籍をお持ちの方は併せてご活用ください。

【居合道試合・審判規則 居合道試合・審判細則の変更点】

変更点

表紙

平成24年4月1日 → 令和5年6月2日

(細則) 第1条

4. 試合場の外側に原則として 3 メートル以上の余地を設ける。

(規則) 第11条

3. 試合時間を超過した場合、演武終了後、審判員合議のうえ、時間を超過した方を負けとし、双方が超過した場合は、1により判定する。

(細則) 第17条

規則第31条(異議の申し立て)の時機は、当該試合の主審の「判定」の宣告の前までとし、その要領は次のとおりとする。

(規則) 付則

3. この規則は令和5年6月2日から改定施行する。

(規則) 細則

2. この規則は令和5年6月2日から改定施行する。

第一図 * 下記のPDFに反映

【付 居合道試合・審判運営要領の変更点】

変更点

表紙

平成8年10月1日 令和5年6月2日 一部修正

(試合者要領) 『入場等』

1. 試合者は、所定の試合場において待機し、**あらかじめ相互の礼を行い**、呼び出しに応じて、試合場外の待機線で、**待機し**、携刀姿勢で試合場に入り、開始線の位置につく。

(審判員要領) 『入場等』

1. 審判員が入場する場合は、主審を中心審判旗を右手に持ち整列し、**審判員相互の礼の後**、正面への礼を行い、**入場する**。

(第1図 審判員の入退場 および整列と交替要領) *以下のPDFに反映

2. 交替する場合は、主審の「勝負あり」の宣告の後、入場する。

(審判員要領) 『審判員の旗の保持と交替』

2. 審判員交替の場合は、審判旗**を持って退場する**。
3. 交替して審判員となった者は、審判席に着席後、机の上に審判旗を広げておく。

(審判員要領) 『開始』

1. (1) 1試合場の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前(ほぼ30センチメートル)の位置に立ったとき、審判長・**審判主任**、審判員(主審・副審)は起立し、**審判長の号令により正面への礼を行う**。その後、主審の宣告で試合を開始する。

1. (2) 2試合場以上の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前(ほぼ30センチメートル)に立ち、全体が揃ったとき、審判長・審判主任・審判員(主審・副審)は、起立し、**審判長の号令により正面への礼を行う**。その後、審判長は笛などで合図**を行い**、主審の宣告で試合を開始する。

変更点

(審判員要領) 『中止』

1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。

(1) 負傷や事故 (2) 危険防止 (3) 日本刀操作不能の状態 (4) 異議の申し立て

反則の事実・合議の中止要件を削除

(審判員要領) 『合議』

2. (3) 試合者的一方が指定技間違えをし、もう一方が試合時間超過した場合、もしくは双方が、

指定技間違えまたは試合時間超過した場合は、確認の合議を行い、規則第11条第1項により判定する。

2. (5) 試合中、試合者の片足が場外に完全に出た場合、もしくはその疑いがある場合、合議を行ひ確認する。

* 中止要件からの合議削除に伴い 2. (6) は削除

(試合者要領) 『終了』

1. 試合者は、試合を終了する場合、携刀姿勢で開始線手前(ほぼ30センチメートル)に立ち、主審の宣告の後、試合場から退場し、正座して相互の礼を行う。

(第2図 試合者の交替要領) * 下記のPDFに反映

(審判員要領) 『終了』

2. 試合が終了し退場する場合、審判員は着席したまま、白旗を中心に赤旗を外にして両旗を巻き、審判旗を右手に持ち退場した後、主審を中心整列し、正面への礼を行い、審判員相互の礼を行う。

(第1図 審判員の入退場および整列と交替要領) * 下記のPDFに反映

(試合者要領) 『その他の要領』

7. 次の試合者は、前の試合者が試合を終了し、開始線手前(ほぼ30センチメートル)を離れ退場する時、試合場外で前の試合者と左側通行で交差するように試合場に入る。

旗の表示要領

第4図 勝敗の決定(勝者と判断した側の旗の表示要領)

主審と副審の図を変更 * 下記のPDFに反映

居合道試合・審判規則

居合道試合・審判細則

付 居合道試合・審判運営要領

平成5年6月2日

全日本剣道連盟

居合道試合・審判規則

以下「規則」という

居合道試合・審判細則

以下「細則」という

(本規則の目的)

第1条 この規則は、全日本剣道連盟の居合道試合につき、剣の理法にのっとり、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

第1編 試合

第1章 総則

(試合場)

第2条 試合場の基準は次のとおりとし、床は板張を原則とする。

1. 試合場は、境界線を含み一辺を縦7メートル、横3メートルの、長方形とし第1図のとおりとする。
2. 試合場の開始線の長さおよび開始線の位置は、細則で定める。

第1条 規則第2条(試合場)は、次のとおりとする。

1. 試合場および開始線は赤・白の2色により表示する。
2. 赤と白の試合場との間は、原則として1メートル以上の余地を設ける。
3. 各線は、幅5センチメートルないし10センチメートルとし、赤・白の2色とする。
4. 試合場の外側に原則として3メートル以上の余地を設ける。

規 則

細 則

第2節 勝敗の決定

(勝敗の決定)

第11条 勝敗の決定は、次によるものとする。

1. 正しい礼法・作法による、充実した気勢と適正な姿勢をもって、正確な技術と刀法に基づいた気・剣・体一致の技前と心構えの優劣によって、勝敗の判定を決定する。
2. 試合技は、その全部または一部を指定することができる。指定技を間違えた場合、演武終了後、審判員合議のうえ、間違えた方を負けとし、双方が間違えた場合は、1により判定する。
3. 試合時間を超過した場合、演武終了後、審判員合議のうえ、時間を超過した方を負けとし、双方が超過した場合は、1により判定する。

第7条 規則第11条1号の勝敗の判定基準は、次の諸点とする。

1. 修業の深さ
2. 礼儀(正しい態度・作法)
3. 技前
 - (1) 正確な抜きつけ、切りつけ
 - (2) 正確な鞘放れ、刃筋
 - (3) 正確な血振り、角度
 - (4) 正確な納刀
4. 心構え
 - (1) 心の落着き
 - (2) 目付け
 - (3) 気魄・残心・間と間合
5. 気・剣・体の一致
6. 武道としての合理的な居合であること。
7. 全日本剣道連盟居合(解説)の審判・審査上の着眼点を参考とする。

規 則

(異議の申し立て)

第30条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第31条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の演武終了時までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

細 則

第17条 規則第31条（異議の申し立て）の時機は、当該試合の主審の「判定」の宣告の前までとし、その要領は次のとおりとする。

1. 監督は、異議の申し立ての合図をする。
2. 監督は、審判主任または審判長に疑義の内容を申し立てる。

第3章 宣告と旗の表示

(宣告)

第32条 審判員の宣告は、開始・終了・中止・勝敗・合議などについて行い、その要領は別表のとおりとする。

(旗の表示)

第33条 審判員の旗の表示は、中止・勝敗・合議などについて行い、その要領は別表のと

規 則

細 則

おりとする。

第4章 捕 則

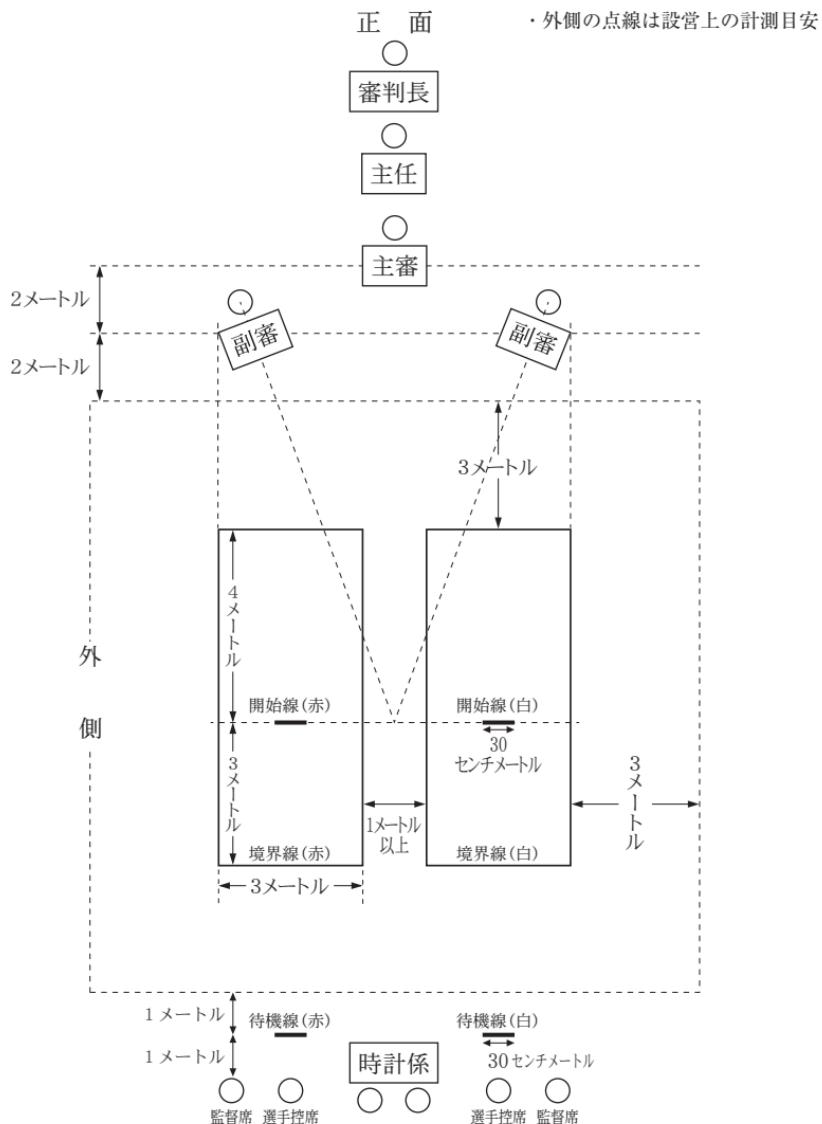
第34条 この規則に定められていない事項が発生した場合は、審判員は合議し、審判主任または審判長に図って処理する。

付則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。
2. この規則は平成24年4月1日から施行する。
3. この規則は令和5年6月2日から改定施行する。

1. この細則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この細則は令和5年6月2日から改定施行する。

第1図 試合場（基準）



付 居合道試合・審判運営要領

平成 8 年10月 1 日

令和 5 年 6 月 2 日 一部修正

全 日 本 剣 道 連 盟

試合者要領

審判員要領

『入場等』

1. 試合者は、所定の試合場において待機し、あらかじめ相互の礼を行い、呼び出しに応じて、試合場外の待機線で、待機し、携刀姿勢で試合場に入り、開始線の位置につく。

開始線とは、試合者が主審の宣告により試合の開始・中止・合議ならびに演武を終了し、判定を待つときに位置する長さ30センチメートルの赤と白の線を言う。

試合者が開始線に立つ位置は、開始線手前（ほぼ30センチメートル）とする。

2. 試合者が、当該試合開始時に出場出来ない場合は、棄権とみなす。

1. 審判員が入場する場合は、主審を中心審旗を右手に持ち整列し、審判員相互の礼の後、正面への礼を行い、入場する。

(第1図 審判員の入退場
および整列と交替要領)

2. 交替する場合は、主審の「勝負あり」の宣告の後、入場する。

『審判員の旗の保持と交替』

1. 審判員は机の上に、赤旗を右に白旗を左に広げて置く。赤旗・白旗との柄の間は、10センチメートルを基準とする。
(旗の表示要領 第1図)

2. 審判員交替の場合は、審判旗を持って退場する。

3. 交替して審判員となった者は、審判席に着席後、机の上に審判旗を広げておく。

(第1図 審判員の入退場
および整列と交替要領)

『正面への礼』

1. 試合者の正面への礼および

1. 審判員は、入退場する場合、

試合者要領	審判員要領
<p>刀札は、演武の中に含まれるものとする。</p>	<p>主審を中心整列し、正面への礼をする。</p>
<p>試合者は演武を終了し、刀札および正面への礼の後、開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、携刀姿勢で判定を待つ。</p>	<p>(第1図 審判員の入退場 および整列と交替要領)</p>
<p>正面とは、試合者が開始線手前（ほぼ30センチメートル）に正対したときの方向とする。</p>	
<p>2. 演武での最初と最後の作法（礼法）は全剣連居合の作法（礼法）とする。</p>	
<p>『開</p> <p>1. 試合者は、試合を開始する場合、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、主審の宣告で、試合を開始する。</p>	<p>始』</p> <p>1. 審判長は、第1試合および決勝戦開始の場合、次により行う。</p> <p>(1) 1試合場の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）の位置に立ったとき、審判長・審判主任、審判員（主審・副審）は起立し、審判長の号令により正面へ</p>

試合者要領

審判員要領

の礼を行う。その後、主審の宣告で試合を開始する。

(2) 2試合場以上の場合、最初の試合者および決勝戦の試合者が、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、全体が揃ったとき、審判長・審判主任・審判員（主審・副審）は、起立し、審判長の号令により正面への礼を行う。その後、審判長は笛などで合図を行い、主審の宣告で試合を開始する。

（旗の表示要領 第2図）

『中止の要請』

1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。

1. 試合者より試合中止の要請があった場合、主審は直ちに試合を中止し、中止要請の理由を質す。

[試合・審判規則第24条2号]

2. 前項の中止要請が不当と審判員が判断した場合、合議を行う。

試合者要領	審判員要領
『中止』	<p>1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 負傷や事故 (2) 危険防止 (3) 日本刀操作不能の状態 (4) 異議の申し立て <p>2. 中止宣告の場合、審判員は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 試合者より、中止の要請があった場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。 (旗の表示要領 第6図) (2) 副審が中止の宣告をした場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。 (旗の表示要領 第6図)
『合議』	<p>1. 審判員の合議は次の場合行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定技間違え (2) 試合時間の超過 (3) 禁止行為の事実

試合者要領

まま待機する。

審判員要領

- (4) 監督の異議の申し立て
2. 審判員は合議を次により行う。

(1) 合議の宣告と同時に旗の表示を行い、試合者双方を帶刀姿勢または携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立たせ、待機させる。

（旗の表示要領 第7図）

(2) 副審が止めを宣告し、合議を要請した場合は、主審は直ちに試合を中止し、合議の宣告と同時に旗の表示を行う。

（旗の表示要領

第6図→第7図）

(3) 試合者の一方が指定技間違えをし、もう一方が試合時間超過した場合、もしくは双方が、指定技間違えまたは試合時間超過した場合は、確認の合議を行い、規則第11条第1項により判定する。

(4) 試合中、試合者が開始線

試合者要領

審判員要領

を踏む、または開始線の前後左右に位置しても減点としない。

- (5) 試合中、試合者の片足が場外に完全に出た場合、もしくはその疑いがある場合、合議を行い確認する。

『再

1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、開始線手前(ほぼ30センチメートル)に立つたまま主審の宣告により試合を再開する。

開』

1. 試合中止後に再開する場合は、主審は、試合開始の要領で行う。
(旗の表示要領 第3図)

『異議の申し立て』

1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。

1. 審判員は異議の申し立てがあった場合、次による。
 - (1) 審判員は、直ちに試合を中止する。
(旗の表示要領 第6図)
 - (2) 審判主任または審判長は審判員に疑義の内容を合議させる。
 - (3) 審判主任または審判長は、その結果を監督に伝える。
 - (4) 主審は、試合を再開する。

試合者要領

審判員要領

(旗の表示要領 第3図)

『勝敗の決定』

- 試合者は、演武を終了し、刀礼および正面への礼の後、開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、携刀姿勢で勝敗の判定を待つ。

- 勝敗の判定を決する場合、審判員は、主審の「判定」の宣告に合わせ、勝者と判断した側の旗を表示する。

(旗の表示要領 第4図)

この場合、引き分けの判定または棄権をすることはできない。

『試合不能』

- 試合者は、試合不能により勝敗を決する場合、携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、主審の宣告を受ける。

- 試合不能により勝敗の宣告をする場合、主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第5図)

『不戦勝ち』

- 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける場合、試合を行なう要領で携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30センチメートル）に立ち、主審の宣告を受け、元に戻る。

- 主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第5図)

『終了』

- 試合者は、試合を終了する場合、携刀姿勢で開始線手前

- 演武が終了し、試合者が携刀姿勢で開始線手前（ほぼ30

試合者要領

(ほぼ30センチメートル)に立ち、主審の宣告の後、試合場から退場し、正座して相互の礼を行う。

(第2図 試合者の交替要領)

審判員要領

センチメートル)に立ったとき、審判員は、主審の宣告と同時に旗の表示を行う。

(旗の表示要領 第4図)

- 試合が終了し退場する場合、審判員は着席したまま、白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻き、審判旗を右手に持ち退場した後、主審を中心整列し、正面への礼を行い、審判員相互の礼を行う。

(第1図 審判員の入退場
および整列と交替要領)

『その他の要領』

- 試合者の服装は清潔で、綻びや破れのないものとする。
- 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴とし、色は紺、黒または白のつつ袖とする。ただし、上着・袴ともに同色とする。
- 試合者の足袋の使用は、試合遂行のために医療上止むを得ない場合に限り、認める場合がある。

- 審判員は、試合開始前、試合者の服装（剣道着または居合道着・袴・名札）の適否を確認する。
- 審判員は、使用刀の適否を確認する。
- 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合もしくは行おうとした場合、厳正に指導する。

試合者要領

4. 日本刀は、目釘等を充分に点検し安全に留意する。
5. 指定技は、大会当日1回戦開始前に審判長より発表する。指定技の発表が2回戦以後に審判長より発表がある場合は、試合者は待機線にて待ち、発表の後、入場する。
6. 試合者は、審判員が交替して定位置につくまで、試合場に入ってはならない。
7. 次の試合者は、前の試合者が試合を終了し、開始線手前(ほぼ30センチメートル)を離れ退場する時、試合場外で前の試合者と左側通行で交差するように試合場に入る。
(第2図 試合者の交替要領)
8. 監督・試合者は選手席への時計の持ち込み、サインなどによる指示や試合者への声援をしてはならない。
9. 開・閉会式で、試合者が整列する場合は、携刀姿勢とする。

審判員要領

4. 審判員と選手が同一都道府県の場合は、他の審判員と交替することがのぞましい。
5. 各係員は、任務が円滑に遂行できるよう、審判主任または審判長を中心に事前に緊密な連携を取り、迅速かつ正確に任務を遂行する。
6. 揭示係は、審判旗の点検・確認をする。

第1図 審判員の入退場および整列と交替要領

正面

- ・実線は審判員の動線を表す
- ・点線は審判員の交替順を表す

① ③ ② ←→ ①

左側より入退場時

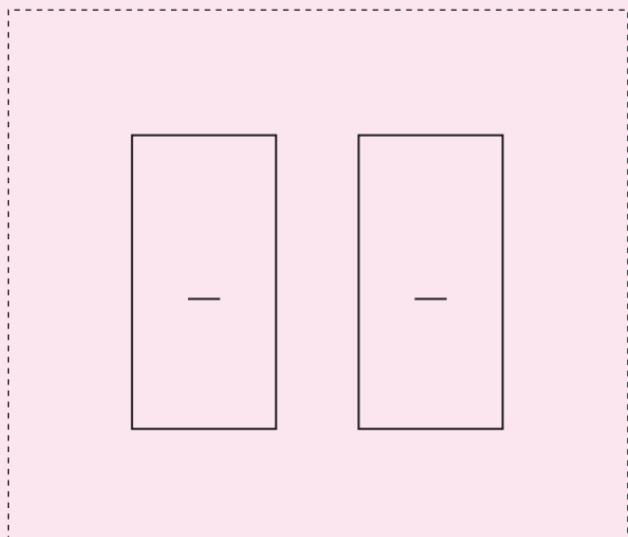
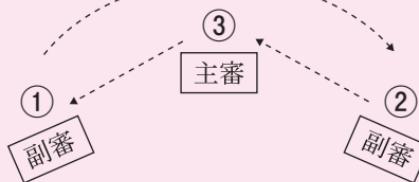
③

↓
↑

② ←→ ① ③ ②

右側より入退場時

↓
↑



時計係

第2図 試合者交替要領

正面



審判長



主任

・左（赤）の試合場は選手入
場時、右（白）の試合場は選
手退場時の動線を表す。

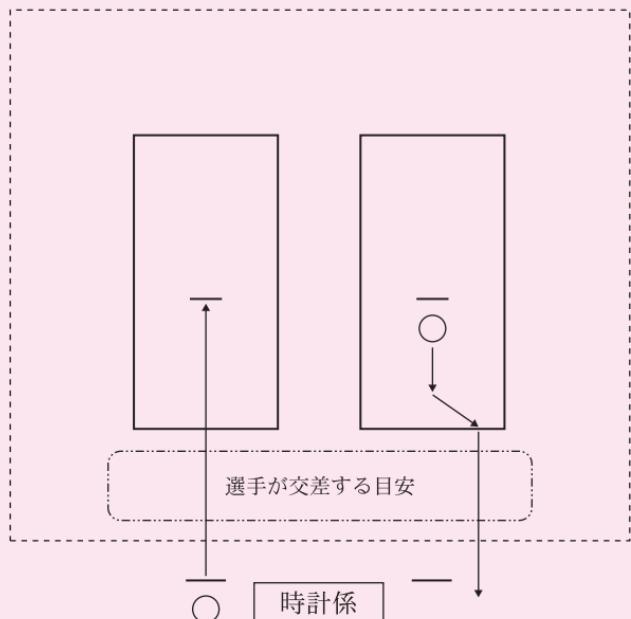
・試合者同士は試合場外（待
機線より2～3m進んだ位置）
で、左側通行ですれ違うよう
にして入退場する。



主審

副審

副審



第3図 主審の開始・再開・「判定」の宣告のとき

- 審判員は、机の上に赤旗を右に白旗を左に広げて置く。
- 主審は起立し、副審は、椅子に腰掛けたま。



(主 審)



(副 審)

第4図 勝敗の決定（勝者と判断した側の旗の表示要領）

- 主審は起立し、旗を斜め上方に上げる。
- 副審は、椅子に腰掛けたまま、旗を斜め上方に上げる。



(主 審)



(副 審)

- 付 この居合道試合・審判運営要領は平成8年
10月1日から施行する。
- 付 この一部修正された居合道試合・審判運営
要領は平成20年9月1日から施行する。
- 付 この一部修正された居合道試合・審判運営
要領は令和5年6月2日から改定施行する。

令和5年7月